

令和2年

第1回東栄町議会臨時会

会議録

令和2年4月24日(金)

令和2年第1回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和2年4月24日(金) 開会 午前10時00分
閉会 午前10時46分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 伊藤芳孝	2番 森田昭夫
3番 山本典式	4番 浅尾もと子
5番 加藤彰男	6番 伊藤真千子
7番 伊藤紋次	8番 原田安生

不応招議員 なし

出席議員

1番 伊藤芳孝	2番 森田昭夫
3番 山本典式	4番 浅尾もと子
5番 加藤彰男	6番 伊藤真千子
7番 伊藤紋次	8番 原田安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記 神谷純子

出席議員の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第33号 東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第34号 一般撮影F.P.D装置物品売買契約について
日程第5 議案第35号 令和2年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について
日程第6 承認第1号 東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程第7 同意案第2号 東栄町固定資産評価員の選任について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は「8名」でございます。欠席議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、ただ今から、『令和2年第1回東栄町議会臨時会』を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配付した日程のとおりでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により4番浅尾もと子君、7番伊藤紋次君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって会期は、本日限りといたします。

----- 議案第33号 -----

議長（原田安生君）

日程第3、議案第33号『東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）

議案第33号『東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について』東栄町固

定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年4月24日提出。東栄町長村上孝治。東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。東栄町固定資産評価審査委員会条例（昭和52年東栄町条例第22号）の一部を次のように改定する。

一枚めくってください。新旧対照表、第6条第2項、前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により文言を第6条第2項、前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定に改めるものです。

戻っていただきまして、附則。この条例は公布の日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、固定資産審査委員会条例の一部を改定する必要があるからである。

議長（原田安生君）

議案第33号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。
討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。討論なしと認めます。これより、議案第33号の件を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第33号『東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について』の件は原案のとおり可決されました。

―― 議案第34号

議長（原田安生君）

次に、日程第4、議案第34号『一般撮影FPD装置物品売買契約について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。
（「議長、医療センター事務長」の声あり）
はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

議案第34号『一般撮影FPD装置物品売買契約について』

次のとおり物品売買契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年東栄町条例第20号）第3条の規定により議決を求める。令和2年4月24日提出。東栄町長村上孝治。

一枚はねていただきまして、参考資料をご覧ください。

4番にあります入札日につきましては、令和2年4月20日。9番にあります指名業者ですが、7社で2社が辞退、5社での入札となりました。事業概要につきましては、一般撮影FPD装置設置一式と既存機器撤去処分、動作の確認で、納期につきましては6月8日。以上でございま

す。

議長（原田安生君）

議案第34号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

確認ですけれども、今参考資料の説明がありました、最後の所、納入期限なんですか。現在のコロナウイルスの状況の中でこの納入期限についてはほぼこの見通しなのか。ある程度、こういう状況の中で一定の余裕を考えているのか。その点はどうでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

納期につきましては住民健診にあわせての納期でございまして、新型コロナウイルスに関係して、後に移るとかそういう影響はないと考えております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番

4番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。今町内でコロナウイルスの影響が本当に大きくなつてまして、今資料で関連予算の提案と言いますか、資料いただきましたけれども、あの、そういった関連予算、コロナ関連の予算の提案に合わせる形でも良かったのではないかと思うんですけども、今議会のメインがこのレントゲンの購入計画契約であると思うんですけどもそこまで、すぐに決めなければいけないという緊急性があるものなのか教えてください。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

今回の購入につきましては当初の予算計上されておりコロナに全く関係なく購入する予定のものでございまして、後はですね、先ほどもお伝えした通り、これにつきましては住民健診に間に合うようにという納期で計画しておりましたので、そのようにさせていただいたところでございます。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

1つお伺いします。前にも話をしたかもしれません、自治体病院で経営日本一なったある市民病院は、20年来使っているレントゲンが故障した時にはオーダーメイドで部品を頼んでも市民のお金は使わないという非常に厳しい経営をしている様でございます。そのせいもあって、日本自治体病院一位にもなっているんですけども、まあ、今東栄町の場合壊れたらすぐに変える、少しでも新しい機械をとの考えですが、そういった出来るだけ町民のお金を使わずに、オーダーメイドの部品を使って少しでも費用を安くする考え方はなかったでしょうか。

(「議長、医療センター事務長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

はい、オーダーメイドで直ればよかったですかと思いますが、今回の選択は一般撮影がですね、今だいぶ老人が増えてきまして、結構、苦慮しているところでございます。というのはそもそも三分割で撮るものと今回のものにつきましては一回で撮れる。住民健診の時に運動器健診をやる予定といいますかやっております。その関係でも診断装置を使って行けば迅速にできるし、また、撮影される方にも負担がかからないというところでこの機械を選ばせていただいたところで、あの、今の機械そのものは部品を変えてやれば直ったかもしれません、そういうものではなく、そういう装置も含めて購入させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（原田安生君）

はい、他にありませんか。はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

高い部品なんですけれども、大体耐用年数ってどれくらいですか。

医療センター事務長（前地忠和君）

装置が2つに分かれています。コントローラーという部材とFPDという部材に分かれております、コントローラーのものにつきましては、もう既に2017年の3月31日で耐用年数が過ぎております。両方とも12年、約12年の経過になります。メーカーによりますと約12年の経過でして、パネルの方がこの4月30日を迎えて期限が過ぎるという状況にあります。両方とも設置から12年ということでございます。はい、以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

(「議長、4番」の声あり)

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

あの要望になるんですけども、先ほどのご答弁ですと部品を変えれば直ったかもしれないが機能を良くするために購入したとの事だと思うんですけども、この間、執行部からの説明では部品が無いので変えるとの説明を頂いておりましたので部品を変えれば直るかもしれないが機能を良くするために購入するというように今後はご説明していただきたいと思います。

(「議長、医療センター事務長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

すいません。私の言い方が悪かったかもしれません、あの、2番議員さんも言われた通り、オーダーメイドでもそういうことです、部品をつくってでも直ったかもしれないということに代えさせていただきたいと思います。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案34号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号『一般撮影F P D装置物品売買契約について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第35号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第5、議案第35号『令和2年度東栄町一般会計補正予算第1号について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いします。議案第35号『令和2年度東栄町一般会計補正予算第1号について』、令和2年度東栄町一般会計補正予算第1号案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年4月24日提出、東栄町長村上孝治。令和2年度東栄町一般会計補正予算第1号。令和2年度東栄町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億57万1千円とする。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。第1表、歳入歳出予算補正。歳入19款繰越金補正額57万1千円、歳入合計57万1千円、計36億57万1千円。歳出、2款総務費補正額57万1千円、歳出合計57万1千円、計36億57万1千円。

それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開き下さい。2款1項11目町営バス運営対策11節の修繕料は町営バス東栄線の車両について、ディーゼルエンジン及び後輪の差動装置不具合等により運行不良となり緊急に修繕をする必要が生じたことにより追加計上するものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開き下さい。18款1項1目繰越金は今回の補正予算の財源として計上してあります。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第35号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について補正予算説明書の4ページから7ページです。質疑はございませんか。

（「議長、2番」の声あり）

2番（森田昭夫君）

1つお伺いいたします。7ページのバスの修繕料ということなのですが、まさに4月1日始まったばかりなんですね。4月始まったばかりにもう修繕料を予算計上しなきゃならないというのはこれまた異常な事態でございます。しかも日本全国に緊急事態が発令されている時に集まる。これはまた異常じゃないかなって。

まず、2つお伺いしたいのが、1つはこのバスの修繕というのは当然壊れるということは間違

いなく壊れていくわけでありますから、ある程度の予算は取つてあるはずですよ。しかも、子供たちが通学するバスですので一日も欠くことができない、もちろん予備車も取つてあるでしょうし、そういう事態にも対応できるようにある程度の修繕費は取つておくべきだと思うんですが、こうやって補正を取らなきやならないほどこの修繕料はひつ迫しているのか、財政がひつ迫しているのかという事。

もう1つは先程も言ったように、まさに全国が緊急事態が出されておるわけですので、こういった時こそ、町長の専決だとかあるいは予備費を流用するとかそういうことも考えられるわけです。なぜそういうことをしないのか。2つお尋ねしたいと思います。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

森田議員からのご質問の回答でございますが、この車両につきましては東栄線のバスでございます。走行距離が49万キロほど走行した車両になりまして、登録年月日が平成22年、約10年間経過しておるバス車両でございます。内容につきましては、触媒機能ですとかデフの異常、ウォーターメーターの異常、これがまあ、急に発生いたしました。費用として57万1千円の補正を計上したわけですが、当初予算、修理費として30万計上しておりますが、ここにつきましては今後を踏まえてもう少し増額して緊急時に備えたいと思っております。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

コロナウイルスで緊急状況はご承知だとは思いますが、我々24日の今日の臨時議会は先程話しました物品の売買契約の議決を頂かないといけない状況であります。従いまして、議会を上程する中で、今、2番議員さんがおっしゃるように専決、さらには予備費の流用もあるわけでございますが、本日開かれる状況でありますので、予算も今回の場合ですね、当然、予算措置をしてからの執行ということでございますので、今回上程をさせていただいております。よろしくお願いします。

(「議長、2番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、2番

2番（森田昭夫君）

まず先に修繕費の問題なのですが、年間30万予算化して57万かかったから今回上げたということなのですが、例えば有害獣害駆除みたいにまさに予測が立たないもの、こういうのはお金の予測よりもたくさん捕れたと、予算が無いと言った時は、支払いを遅らせればいいと思いますし、例えば、3月で議会を開くいとまもないという時は予備費を使えばいいし、こういったものには予測がないもので後に送ることは出来るんです。

ところが、バスというのは毎日、交通弱者が毎日使うものですから、これはまさに修理なんてのは予測が立たない。あるいはもしかしたら事故だって起きるかもしれない。その事故が起きて、数週間、あるいは数カ月、車も動かなくなってしまうこともある。その時は、レンタカーか何かで対応しなくてはならない。そういう非常に交通弱者にとっては大事な足なんです。

そういうところに予算が無いというのはあまりにも情けない話じゃないかと。これはある程度、あの、しっかりといつでも対応できるようにもっと多くの修繕料をとっておいていつでも対応できるようにしておく、決してその予算があるから使わなければ損だとかあるいは使わな

ければいけないということじゃなくて、3月までに3月31日までに使えなかったら、それをいわいる不用額として、繰越金として翌年度に使っていけばいいわけですから、別に不用額だってちゃんと丁寧に乗ったなど、立派、立派ということで逆に残したからいけないとはならないと思います。こういった予算こそ大事な予算ですのでもっと多く取るべきだと考えますが、その辺の事はいかかでしょうか。

それからもう一つ、たまたまここで議会があったから上げたというんですが、これはまさに日本国中が緊急事態なんです、これやったからあれだとかで、出来るだけいかに時間を短くするか、ということも必要だったかと思います。いかに会合を少なくするかも自治体が考えないといけない一番の事だと思います。

次回からはしっかりとこの辺の事は気を付けていただきたい、考えるべきだと。住民に対しても買い物は出るなど、買い物は3日に1回にしろという報道もありますし、人との接触を出来るだけ少なくする、あるいは2m以上15分以上は一緒に、2m以内15分以内にしろとかっていうのは話もあるわけで、まあそういったことは住民の皆様にお願いする以上我々が率先してやるべきだと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今おっしゃることは重々承知しておりますし、コロナウイルスの関連につきましては、まだ収束が出来ないということで、この後議会終わった後に当然コロナ対策の予算ですね、今後の対応も含めて専決等をさせていただくという状況もあると思いますが、今回の場合はしっかりとした金額が積みあがってきておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

あの、コロナ対策ではなくて、予算をもっと大幅に取っておくべきつもりはないかどうかお聞きしたいのですが、あの修繕料。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

あの、大変ありがたいことを言われましたので、私の方も先ほど言いましたように契約上の中ではですね、緊急対応の中でバスが故障した場合は我々が町で所有しておりますバスを使って今もその代替えをしております。そういう状況ですので、しっかりと今後ですね、先ほど総務課長がお答えしたように修繕料の増額補正をまたお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案 35 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。
(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号『令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 1 号について』の件は、原案のとおり可決されました。

-----承認第 1 号-----

議長（原田安生君）

次に、日程第 6、承認第 1 号『東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、税務会計課長」の声あり)

はい、税務会計課長

税務会計課長（伊藤まり子君）

承認第 1 号『東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて』地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和 2 年 4 月 24 日提出、東栄町長村上孝治。

1 枚めくって頂きまして、専決第 1 号、東栄町町税条例等の一部を改正する条例について。

東栄町町税条例等の一部を改正する条例を下記理由により別紙のとおり専決するものとする。
令和 2 年 3 月 31 日東栄町長村上孝治。

1 枚めくって頂きまして、東栄町条例第 8 号、東栄町町税条例等の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。

第 1 条 第 35 条の 3 の 2 と第 35 条の 3 の 3 につきましては、個人住民税に関する改正であり、寡婦及びひとり親世帯に対する控除について、離婚歴の有無及び男女による不公平を同時に解消するための改正となっております。未婚女性の一人親が対象となり、男性の一人親の控除額が 26 万円から 30 万円に引き上げられております。ただし、課税所得が 500 万円を超える場合は寡婦を含め対象外となることとなります。第 46 条につきましては、法人町民税に関する改正であり、参照する租税特別措置法の項ズレに伴う措置でございます。第 52 条から第 68 条につきましては、固定資産税に関する改正であり、第 52 条につきましては、探索を行ってもなお所有者不明の土地について、使用者を所有者とみなして課税することができる規定の整備をするための改正となっております。第 57 条につきましては、参照する上級法の項ズレに伴う措置でございます。

1 枚めくっていただきまして、第 67 条につきましては、登記簿等に登記されている個人が死亡している場合に、賦課徴収に必要な事項を現所有者に申告させることが出来る規定の整備をするための改正となっております。第 68 条につきましては、所有者又は現所有者の不申告時の過料についての規定を整備するための改正となっております。第 88 条と第 90 条につきましては、たばこ税に関する改正であり、第 88 条につきましては、課税免除の適用について必要な手続きの簡素化に係る措置でございます。第 90 条につきましては、申告納付に係る条例の参照条項ズレに伴う措置でございます。附則第 6 条から附則第 24 条までにつきましては、改元による条文中の年度表記、日付等への対応と、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長するための改正でございます。

1 枚めくっていただきまして、第 2 条東栄町町税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年東

栄町条例第12号)の改正につきましては、改元による条文中の年度表記、日付等への対応でございます。第3条東栄町税条例等の一部を改正する条例(令和元年東栄町条例第33号)の改正につきましては、改元による条文中の年度表記、日付等への対応及び単身児童扶養者を町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の措置でございます。附則、第1条、この条例は、令和2年4月1日から施行する。経過措置につきましては説明を省略させていただきます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧下さい。

第35条の3の2につきましては、「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改正し第3号を削ります。第35条の3の3も同様です。

2ページ目の第46条につきましては、参照する租税特別措置法の項ズレに伴う改正です。

52条につきましては、4項が改正されるとともに、5項が新設され、以降の項番号を繰り上げております。

2枚めくって頂きまして、6ページ目の57条につきましては、参照する上級法の項ズレに伴い改正されております。第67条につきましては、現所有者の申告に関する事項として、第67条の6で3号までを新設しております。第68条につきましては、下線部のとおり改正されております。

1枚めくって頂き、第88条につきましては、2項が新設され以降の項番号を繰り上げております。第90条につきましては、第88条2項の新設による項番号の繰り上げに伴う改正となります。附則第6条から附則第24条までにつきましては、主に改元による条文中の年度表記及び日付等への対応となりますので説明を省略させていただきます。

5枚めくっていただきまして、東栄町税条例等の一部を改正する条例(平成31年東栄町条例第12号)第2条関係の新旧対照表をご覧下さい。改元による条文中の年度表記及び日付等への対応となっております。

2枚めくっていただきまして、東栄町税条例等の一部を改正する条例(令和元年東栄町条例第33号)第3条関係の新旧対照表をご覧下さい。

附則第1条第2号及び第3条を削除する改正と、改元による条文中の年度表記の改正となっております。

戻って頂きまして、専決理由。地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、東栄町税条例等を改正することとなりましたが、急を要するため議会を招集するいとまがないと認めたものである。以上です。

議長(原田安生君)

承認第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、5番」の声あり)

はい、5番。

5番(加藤彰男君)

今説明があったんですけども、全体を通して、あの固定資産税関係のですね、納稅義務の問題や、現実に課税する時の土地とか含めた所有者の部分。新たに実務的に担当課の方で増えるかの印象を受けるんですけども、その点は今回の改正を伴って実務という部分で検討されていたかどうか。その辺の説明をお願いします。

(「議長、税務会計事務所」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、税務会計課長。

税務会計課長(伊藤まり子君)

実務に関しましては現在もある、不明土地というものが東栄町には存在していませんので増える事は無いと思いますけども、えっと、死亡届等を出した時に相続人代表者指定届というものを提出していただくことも今現在もお願いしているので、それに関しては追加で事務は

増えることはないと思います。
(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）
はい、5番。

5番（加藤彰男君）
そうしますと、担当課の固定資産実務そのものは実際と今までと比べて大きな変化は無いと
いう認識ですか。
(「議長、税務会計課長」の声あり)

議長（原田安生君）
はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）
そのような理解で良いかと思います。

議長（原田安生君）
他にありませんか。
(「議長、4番」の声あり)
はい、4番。

4番（浅尾もと子君）
お尋ねします。私も同じく所有者不明土地等にかかる固定資産税の課税への対応という部分
でお尋ねします。土地等の所有者が見つからなかったら、その土地等を使用している者に課税
できるようになるということなんですが、土地等の持ち主が分からなくて、今後、使用者
に固定資産税を課税した後にですね、真の所有者が判明したということが起きたとしましたら、
自治体には固定資産税を使用者に返金する義務ですとか罰則などあるのかお伺いします。
(「議長、税務会計課長」の声あり)

議長（原田安生君）
はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）
使用者への課税後に所有者が判明した場合でも町に返金する義務ですとか罰則などが発生す
ることはありません。使用者への課税の際には事前に通知することとなっておりますので、使
用者が基本的に了承をいただいての課税となるため、後に所有者が判明し、課税先を変更した
場合でもその間に課税に疑惑が生じることはないと考えられます。このため、万一、そのよ
うなことがあった場合は、当事者間で相談いただくこととなります。
(「議長、4番」の声あり)

議長（原田安生君）
はい、4番。

4番（浅尾もと子君）
ありがとうございます。土地の持ち主ではなくて、それを使っている人に課税するとい
うことで、法的な権利義務関係が大きく変わるような条例であると私は思うんですけども、あの、
町の職員が不足していて、業務が大変忙しいという中で、この改正によって持ち主を探す業務
を負担軽減するためにですね、こういった制度を乱用されることが無いようにご注意いただき
たいと思います。マニュアルなどをしっかりと作ってやっていただきたいと要望致します。

議長（原田安生君）

他にありませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

もう一点です。新旧対照表の18分の1ページ35条についてです。未婚の一人親に対する税制上の控除の拡大だとしておりますが、具体的に町内何世帯に影響するのかお伺いします。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）

今現在の状況ですが、3月の時点で、東栄町でひとり親世帯の未婚者は2名、2件です。この方が新たに控除対象となります。また、寡婦におかれましては男性が2件あります、この方も控除額が増額されます。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で承認第1号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、承認第1号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号『東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて』の件は、原案のとおり承認されました。

-----同意案2号-----

議長（原田安生君）

次に、日程第7、同意案第2号『東栄町固定資産評価員の選任について』の件を議題いたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

同意案第2号『東栄町固定資産評価員の選任について』地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により固定資産評価員に、下記の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年4月24日提出、東栄町長、村上孝治。住所、東栄町大字本郷字 [REDACTED]

[REDACTED] 氏名、伊藤まり子。生年月日、昭和45年[REDACTED]月[REDACTED]日。提案理由、前任の固定資産評価員より令和2年4月30日をもって辞任の申し出があったことに伴い、その後任評価員を選任するため。

議長（原田安生君）

同意案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

評価委員会の開催頻度はどのくらい。1ヶ月に1回とか。それと委員の出席人数は何人ぐらいで、お休みが出来るかどうかというのを聞きたいんですけども。

議長（原田安生君）

これは選任についてという議案でございますので、この方で良いか悪いかという判断をお願いします。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で同意案第2号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件ですので、討論は省略して直ちに採決いたします。本件に、同意することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案2号『東栄町固定資産評価員の選任について』の件は同意されました。

-----閉会-----

議長（原田安生君）

以上で、本臨時会に上程されました案件は、議了いたしました。これをもちまして『令和2年第1回東栄町議会臨時会』を閉会いたします。

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員